

4 陳情第 8 号

4 陳 情 第 8 号	アニメ・ゲーム・漫画・女性を活用した地域振興・広告に対する「修正・取り下げ要求」について毅然とした対応・啓発を求める陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 4 年 2 月 2 1 日 受 理、 令 和 4 年 3 月 1 日 付 託
陳 情 者	山梨県中央市_____

(要 旨)

アニメ・ゲーム・漫画・女性を活用した地域振興・広告に対する「修正・取り下げ要求」に対して、毅然とした対応が取れるよう、啓発を求めます。

(理 由)

近年、公的機関や民間における、アニメ・ゲーム・漫画・女性を用いた地域振興事業や広告に対して、一部の「フェミニスト」と称される個人・団体から、主に「女性の人権の侵害」「女性差別」「性的消費」「犯罪助長」「児童性愛の助長」「環境型セクハラ」などとツイッターを始めとするソーシャルメディアを利用して、言いがかりをつけるケースが散見されます。これらの言いがかりにより「公的な表彰を辞退する」「表現を修正・取り下げる」という事態に発展してしまう事例が多数あります。例として「千葉県警察本部と女性バーチャルユーチューバーとの共同企画の中止」「観光庁・文化庁・スポーツ庁による表彰を温泉むすめの運営会社が辞退」「日本赤十字社の献血促進ポスターに対する外国人からの圧力をきっかけとした献血ボイコットの煽動」「碧志摩メグに対する三重県志摩市の公認の撤回」などがあります。

「フェミニスト」側の批判も表現の自由ですが、これらの批判的要求に一部でも譲歩すると、その要求は際限なく拡大していきます。これらは暴力団やえせ同和行為、社会運動等標榜ゴロなどの反社会的勢力と同様の性質を持っています。表現の自由は憲法で保障された重要な権利であり、これらを萎縮させることは、地域活力の維持に対する驚異となりえます。

よって、公的機関や民間事業者が、安心してクリエイターと連携できるような啓発（例えば「悪質なフェミニスト」の要求に応じない、など）を望みます。